

議第19号

平成22年度京都市病院事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成22年度京都市病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 京都市立病院事業

区 分 事 項	入 院			外 来
	一 般	感 染 症	計	
稼働病床数	床 540	床 8	床 548	—
年間患者数	人 173,375	人 26	人 173,401	人 296,516
1日平均患者数	人 475	人 1	人 476	人 1,220

2 京都市立京北病院事業

区 分 事 項	入 院			外 来	診療所	居宅サービス 事 業
	一 般	療 養	計			
稼働病床数	床 41	床 26	床 67	—	—	—
年間患者数	人 13,020	人 8,432	人 21,452	人 42,282	人 3,138	人 3,794
1日平均患者数	人 36	人 23	人 59	人 174	人 13	—

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 市立病院事業収益	13,653,000千円
第1項 医 業 収 益	12,506,199千円

第2項 医業外収益	1,146,801千円
第2款 市立京北病院事業収益	941,000千円
第1項 医業収益	862,505千円
第2項 医業外収益	78,495千円

## 支 出

第1款 市立病院事業費用	13,492,000千円
第1項 医業費用	13,166,833千円
第2項 医業外費用	315,167千円
第3項 予備費	10,000千円
第2款 市立京北病院事業費用	967,000千円
第1項 医業費用	943,904千円
第2項 医業外費用	22,096千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,144,000千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款 市立病院事業資本的収入	1,217,000千円
第1項 企業債	1,217,000千円
第2款 市立京北病院事業資本的収入	108,000千円
第1項 企業債	10,000千円
第2項 補助金	98,000千円

## 支 出

第1款 市立病院事業資本的支出	2,315,000千円
第1項 建設改良費	1,335,902千円

第2項 企業債償還金	979,098千円
第2款 市立京北病院事業資本的支出	154,000千円
第1項 建設改良費	108,908千円
第2項 企業債償還金	45,092千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
人事給与システム導入経費	平成23年度から平成26年度まで	千円 30,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療施設整備費	千円 937,000	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
医療用器械備品等購入費	290,000			
計	1,227,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,650,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、332,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,232,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	電子計算機（地方独立行政法人化に向けた病院の情報基盤）	一 式

平成22年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作